

預金口座振替規定

1 (適用範囲)

本規定は、当行と預金口座振替取引を行う場合に適用するものとします。

2 (預金口座振替契約等)

- (1) 預金者が口座振替を依頼した収納機関から当行に請求書が送付されたときは、預金者に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払うこととします。この場合、預金規定または当座勘定規定等にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出なしで引き落としを行います。
- (2) 振替日において、請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却します。
- (3) 預金口座振替契約を解約するときは、預金者から当行に所定の手続により届け出るものとします。なお、この届け出がないまま長期間にわたり収納機関から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、当行は預金口座振替契約が終了したものととして取扱うことができるものとします。

3 (免責事項)

預金口座振替について仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は責任を負わないものとします。

4 (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行の他の規定により取扱います。

5 (規定の変更)

この規定は、法令の変更、社会・金融情勢の変更等、当行が相当の事由があると認める場合には、店頭表示その他の方法で公表することにより、変更することができるものとします。

6 (準拠法令、専属的合意管轄)

- (1) この規定に基づく取引契約準拠法は日本法とします。
- (2) この規定に基づく取引に関する紛争は、当行の本店または取引店を管轄する裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

(2020年 2 月 3 日現在)